

第15回 茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

◇ 日 時 令和2年5月5日(火曜日)
午後6時00分から

◇ 場 所 南館8階 特別会議室

《次 第》

1 開 会

2 案 件

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長に伴う大阪府緊急事態措置を踏まえた本市の対応等について

(2) その他

3 閉 会

令和2年5月5日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長に伴う大阪府緊急事態措置を踏まえた本市の対応等について

標記について、本日、大阪府知事から、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月4日変更）を踏まえた「緊急事態措置」が示されましたので、引き続き「茨木市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、府及び近隣市町と適切に連携・協力して下記のとおり対応します。

なお、今後、国及び府の方針等を注視し、本市の状況を踏まえ必要と判断した場合、改めて対応するものとします。

記

1 市主催（共催含む）のイベントの延期・中止及び公共施設の休館等の対応について

- （1）令和2年5月10日までの対応を5月31日まで延長
- （2）公共施設の休館等の詳細については、別添1のとおり。

2 幼稚園・保育所・学童保育室等の対応について

- （1）令和2年5月10日までの対応を5月31日まで延長
- （2）一部運用が変更となる施設があります。各施設の詳細については、別添2のとおり。

3 参考資料

大阪府緊急事態措置（第15回 大阪府新型コロナウイルス対策本部資料）

市公共施設の休館状況一覧表

△：一部休館、×：休館

令和2年5月5日現在

施設名		休館状況	休館期間	備考
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎	△	5/31まで	南館1階「情報ルーム」は使用不可
福祉文化会館（オークシアター）		×		4/22～5/10を除いて予約受付等は実施。 4/25・26・29、5/2～6・9・10は閉館
市民総合センター（クリエイティブセンター）		×		5/3～5を除いて予約受付は実施。 5/3～5は閉館。
市民活動センター		×		相談業務は実施
男女共生センターローズWAM		×		貸室予約受付・相談業務（ユースプラザ事業含む） は実施
生涯学習センターきらめき		×		予約受付等は実施
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	×		
	福井多世代交流センター	×		
	葦原多世代交流センター	×		
	沢池多世代交流センター	△		保育園さわいけキッズは実施
	西河原多世代交流センター	×		
	南茨木多世代交流センター	△		こども発達支援センター風は実施
	いきいき交流広場	×		
	コミュニティデイハウス	×		
	街かどデイハウス	×		
障害者（児）福祉	障害福祉センターハートフル	△		障害福祉サービスは実施
子育て支援	子育て支援総合センター	△		親子交流の場、一時預りは休止 子育て相談等については実施。
	子育てすこやかセンター	△		
体育館	市民体育館	×		予約受付等は実施
	福井市民体育館	×		
	南市民体育館	×		
	東市民体育館	×		予約受付等は実施
プール	西河原市民プール	×		
	中条市民プール	×		オフシーズンのため休場中
	五十鈴市民プール	×	予約受付等は実施	
運動広場・グラウンド・庭球場等	東雲運動広場グラウンド	×	施設の貸出しはしませんが、市民の皆さまの健康維持のため、9時～17時の間は施設を開放します。	
	春日丘運動広場グラウンド	×		
	若園運動広場グラウンド	×		
	福井運動広場グラウンド	×		
	桑原運動広場グラウンド	×		
	桑原運動広場フットサル場	×		
	桑原ふれあい運動広場	×		

市公共施設の休館状況一覧表

△：一部休館、×：休館

令和2年5月5日現在

施設名	休館状況	休館期間	備考
運動広場・グラウンド・庭球場等	中央公園北グラウンド	×	工事中 施設の貸出しはしませんが、市民の皆さまの健康維持のため、9時～17時の間は施設を開放します。 (忍頂寺スポーツ公園グラウンドは5/11から)
	中央公園南グラウンド	×	
	島3号公園大グラウンド	×	
	島3号公園小グラウンド	×	
	西河原公園北グラウンド	×	
	西河原公園南グラウンド	×	
	若園公園グラウンド	×	
	水尾公園グラウンド	×	
	沢良宜公園グラウンド	×	
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド	×	
	東雲運動広場庭球場	×	
	春日丘運動広場庭球場	×	
	福井運動広場庭球場	×	
	桑原運動広場庭球場	×	
	若園公園庭球場	×	
	西河原公園北庭球場	×	
	西河原公園南庭球場	×	
	忍頂寺スポーツ公園庭球場	×	
	郡山公園庭球場	×	
	西河原公園屋内運動場	×	
春日丘運動広場弓道場	×	5/31まで	
忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘	×		電話による予約受付等は実施
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター	×	
	中津コミュニティセンター	×	
	庄栄コミュニティセンター	×	
	水尾コミュニティセンター	×	
	郡コミュニティセンター	×	
	西河原コミュニティセンター	×	
	穂積コミュニティセンター	×	
	畑田コミュニティセンター	×	
	東コミュニティセンター	×	
	豊川コミュニティセンター	×	
	彩都西コミュニティセンター	×	
	三島コミュニティセンター	×	
	大池コミュニティセンター	×	
	春日コミュニティセンター	×	
	東奈良コミュニティセンター	×	
	沢池コミュニティセンター	×	
	山手台コミュニティセンター	×	
玉櫛コミュニティセンター	×		

市公共施設の休館状況一覧表

△：一部休館、×：休館

令和2年5月5日現在

施設名		休館状況	休館期間	備考
公民館	茨木公民館	×	5/31まで	
	春日丘公民館	×		
	中条公民館	×		
	安威公民館	×		
	玉島公民館	×		
	福井公民館	×		
	清溪公民館	×		
	見山公民館	×		
	石河公民館	×		
	太田公民館	×		
	太田公民館分室	×		
	天王公民館	×		
	郡山公民館	×		
	耳原公民館	×		
	白川公民館	×		
西公民館	×			
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター	×	貸室予約受付・相談業務(ユースプラザ事業含む)は実施	
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	×		
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	×		
文化施設	文化財資料館	×		
	キリシタン遺物史料館	×		
	川端康成文学館	×		
	市立ギャラリー	×		
青少年	上中条青少年センター	×		
	青少年野外活動センター	×		
図書館	中央図書館(富士正晴記念館含む。)	×	4分館(中条、水尾、庄栄、穂積)、8分室(大池、豊川、白川、天王、玉島、山手台、太田、彩都西)、移動図書館を含む。予約受付、予約資料の貸出も停止	
プラネタリウム(天文観覧室)		×		
里山センター(森の学び舎)		×	貸室予約受付は実施	

令和 2 年 5 月 5 日

こども育成部

緊急事態宣言の期間延長に伴う施設等の対応

○幼稚園

－ 5 月 31 日まで臨時休園を継続する。

家庭での保育が困難な場合には、引き続き特例保育を行う。

○保育所等

－ 5 月 31 日まで臨時休所を継続する。家庭での保育が困難な場合には、引き続き特例保育を行う。民間施設にも同様の対応を求める。

○学童保育室

－ 5 月 31 日まで臨時休室を継続する。

家庭での保育が困難な場合には、引き続き特例保育を行う。

○療育施設

－あけぼの学園については、5 月 11 日から 5 月 31 日まで各クラスを 2 分割し、隔日で登園する特別療育を行う。(規模縮小)

－すくすく親子教室、こども発達支援センター風については、通常療育を行う。

○地域子育て支援拠点

－子育て支援総合センター、子育てすこやかセンターについては、引き続き親子交流の場、一時預りを休止する。

－つどいの広場、地域子育て支援センターについては、引き続き相談業務を行う。

○子ども・若者支援施設

－ユースプラザ、自立支援センターくろすについては、引き続き相談・連携業務を行う。(ユースプラザについては午後 5 時まで)

第15回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時 令和2年5月5日(火) 15時30分～

場所 本館5階 正庁の間

次 第

議 題

(1) 大阪の感染拡大の状況分析について

- ①大阪府の感染状況データに関する数理モデル分析報告【資料1-1】
- ②緊急事態宣言前後の人口増減状況【資料1-2 (参考配布)】
- ③大阪府居住者の平均移動距離の推移【資料1-3 (参考配布)】

(2) 国の方針及びそれを踏まえた府の対応について

- ①基本的対処方針(5月4日)の概要【資料2-1】
- ②5月7日以降の緊急事態措置の概要【資料2-2】
- ③府主催(共催)イベントの延期・中止、府有施設等の休館に関する考え方【資料2-3】
- ④学校に係る臨時休業の措置について【資料2-4】

(3) 自粛要請・解除の考え方について

- ①府独自の基準に基づく自粛要請・解除の基本的な考え方(案)【資料3-1】
- ②府専門家会議の座長・副座長、オブザーバーの意見(自粛要請・解除)【資料3-2】
- ③諸外国における自粛要請・解除の考え方【資料3-3 (参考配布)】

大阪府新型コロナウイルス対策本部会議 名簿

〈本部員〉

知事

副知事

副首都推進局長

危機管理監

政策企画部長

報道監

総務部長

財務部長

スマートシティ戦略部長

府民文化部長

IR 推進局長

福祉部長

健康医療部長

商工労働部長

環境農林水産部長

都市整備部長

住宅まちづくり部長

教育長

府警本部長

〈オブザーバー〉

(地独) 大阪健康安全基盤研究所 公衆衛生部長

大阪市健康局首席医務監

2020年5月3日

大阪府の感染状況データに関する数理モデル分析報告

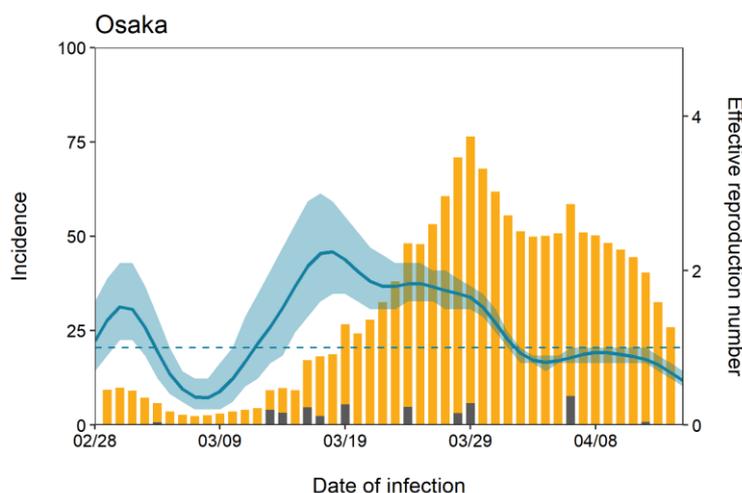
厚生労働省新型コロナウイルス対策本部クラスター対策班

1. 概要

大阪府における感染時刻別の実効再生産数の推定を行った。現時点までに実効再生産数は1を下回っているが首都圏や他の都市部と比較して減少速度が遅い。更に接触を削減することが求められる。また、安定的に流行が起こる傾向があり、lift upの際にはハイリスク環境の休業など徹底した対策を要する。

2. 実効再生産数

図の通り推定を実施した。最大時点は3月18日の2.2(95%信頼区間:1.7、2.9)、4月14日時点では0.7(95%信頼区間:0.6、0.8)と推定された。推定感染者数のピークは3月29日の71人であり、4月の緊急事態発令までは1日あたり50人の新規感染状況が続いた。宣言直後の実効再生産数は1を割ったものの、0.9以上で経過しており、接触削減が十分でないまま経過したことや院内・施設内感染が複数発生したことが影響していると考えられる。実効再生産数に著変が起こっておらず、安定的に流行し得る環境と考えられる。

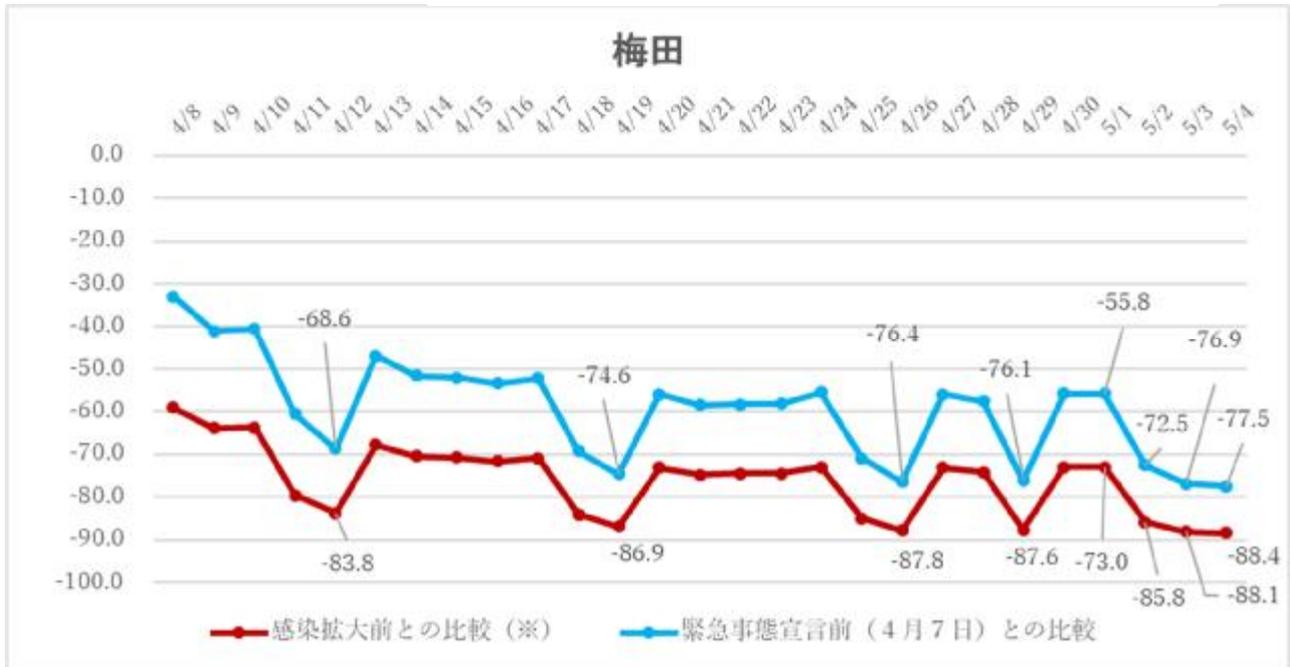


3. 考察

- (1) 首都圏など他の都市部と比較して、実効再生産数の低下度合いが十分でない傾向が強い。流行が遷延する傾向にあり、緊急事態宣言下は更に接触を削減する努力が求められる。飲食店休業や通勤自粛の要請など、府専門家と相談の上で強固な対策を検討いただきたい。
- (2) 実効再生産数が安定的に経過する傾向があり、感染者数が一定数で経過しやすいことや、その背景として大きく人の接触行動が変化していないことを反映していると考えられる。現状では特定警戒地域からの解除シナリオを考え難く、再流行のリスクが高い地域の1つである。特定地域への移行後もハイリスク環境の休業など、徹底した対策を要する。

緊急事態宣言前後の人口増減状況について

(出典：NTT ドコモ「モバイル空間設計」分析レポート)



梅田については、平日で、感染拡大前との比較で7割程度の減少



難波については、平日で、感染拡大前との比較で6割程度の減少

※ 4月12日までは、2019年11月平均との比較。

4月13日以降は、2020年1月18日（土）～2月14日（金）4週間の平均との比較。

（平日は平日平均と、休日は休日平均との比較）

基本的対処方針（5月4日）の概要

資料 2 - 1

		特定警戒都道府県 (大阪府を含む13都道府県)	「特定警戒都道府県」以外 (34県)
外出		接触機会の「最低7割、極力8割低減」を目指し、自粛要請	一部を除いて自粛要請せず
		「新しい生活様式の実践」を要請	
	府県をまたいだ帰省や旅行	自粛を要請	
	現にクラスターが発生している繁華街の接待を伴う飲食等	自粛を要請	
催物（イベント）	開催の自粛を要請	比較的少人数のイベントは適切に対応	
施設の使用制限	施設の使用制限を要請 (地域におけるまん延状況等に応じて、知事が適切に判断)	地域の実情に応じて判断 (現にクラスターが発生している施設、「3密」の施設は使用制限の要請を検討)	
	博物館、美術館、図書館、屋外公園	入場制限など感染防止策を講じることを前提に開放可能	
出勤	出勤者数の7割削減を目指し在宅勤務などを働きかけ	(7割削減は目標とせず)在宅勤務などの推進を働きかけ	
学校	地域の感染状況に応じ、段階的に学校教育活動を再開		
保育所、放課後児童クラブ	医療従事者やひとり親の子ども等の保育を確保しつつ保育の縮小や臨時休園を実施		

5月7日以降の大阪府緊急事態措置の概要

資料2-2

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 令和2年5月7日から令和2年5月31日まで

緊急事態措置については、5月15日に、府独自の基準に基づく自粛要請・解除及び対策の基本的な考え方【大阪モデル】を踏まえ、段階的解除を判断。

- ③ 実施内容（ **現在の実施内容を継続** ）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施。

- **外出自粛の要請**（特措法第45条第1項）

府民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、**生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。**

- **イベントの開催自粛の要請**（特措法第24条第9項）

イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

- **施設の使用制限の要請等**（特措法第24条第9項）

多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請。

⇒ **学校（大学等を除く）は、再開後の教育活動を円滑に実施するため、登校日を設定。**

外出自粛要請（特措法第45条第1項）

- 府民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、**生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請。**
- 特に、**密閉空間、密集場所、密接場面**という3つの条件が重なる場、いわゆる「**3つの密**」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。

【生活の維持に必要な場合（例）】

※感染防止策を講じた上で、必要最小限の人数での活動が前提

- 物資調達・・・**食料・医薬品・生活必需品の買い出し**
- 健康維持・・・**医療機関への通院、屋外での運動・散歩**
- 仕事・・・・・・・・**職場への出勤**
⇒ただし、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の取組みを強く要請。
感染防止のための取組みと「3つの密」を避ける行動を強く要請。
- その他・・・・・・・・銀行、役所など

イベントの開催自粛要請（特措法第24条第9項）

▶ イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

【自粛を要請する内容】

- 開催規模：大小を問わない
- 場所：**屋内、屋外を問わない**
- 種類・内容：生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

（具体例）

祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）、
催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請

施設の使用制限の要請等（特措法第24条第9項）

➤ 多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請。

【実施内容】

1 基本的に休止を要請しない施設【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】

⇒適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

2 基本的に休止を要請する施設

(1) -1 特措法による要請を行う施設【遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設、文教施設】

⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）

(1) -2 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）

【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】

⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）

(2) 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】

⇒特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼

実施内容

1 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等 ※スーパーマーケット等については、別途、感染拡大防止に向けた協力を要請。
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む。） ※但し、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、 酒類の提供は午後7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月16日改正）を踏まえた整理

(2) 社会福祉施設等

施設の種類	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項）

2 基本的に休止を要請する施設

(1) - 1 特措法による要請を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、 ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、 個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) ⇒応じない場合、 特措法第45条第2項・第3項による 個別の要請・指示も検討 (施設名を公表)
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、 マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等	
⑤文教施設	学校 (大学等を除く。) ※再開後の教育活動を円滑に実施するため、登校日を設定	

(1) - 2 特措法による要請を行う施設 (床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設)

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、 学習塾 等	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) ⇒応じない場合、 特措法第45条第2項・第3項による 個別の要請・指示も検討 (施設名を公表)
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	

(2) 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、 学習塾 等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止 対策を施した上での営業	特措法によらず、 施設の使用制限等の協力を依頼 ⇒床面積の合計が1,000㎡超の施設に対する 施設の使用停止要請（休業要請）の趣旨に 基づき、適切な対応について協力を依頼
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止 対策を施した上での営業	

○スーパーマーケット等における感染拡大防止に向けた協力の要請

1 事業者に対する要請

- 妊婦・高齢者・障がい者・ヘルプマークを付けた方が優先的に入店できる時間帯(1時間程度)の設定
- レジの行列で並ぶ位置の指定
- 曜日・時間帯による特売やポイントアップのできる限りのとりやめ
- 利用者同士の距離が2m程度を保てないなど、混雑時の入場制限を実施

2 府民に対する要請

- 家族連れを避け、必要最小限度の人数で買い物に行くこと
- 入店の際は、マスクの着用など咳エチケットに留意すること

【現行の措置】

府民の感染リスクを減らすため、イベントや府有施設について、以下の措置を実施中（令和 2 年 5 月 6 日まで）

- ① 府主催の府民が参加するイベントや集会について、原則、開催中止又は延期
- ② 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設の原則休館
- ③ 府有施設のうち、貸館・貸会議室、体育館・競技場、公園にある体育館・テニスコート等の貸施設の原則休館
（府が管理する公園の駐車場を 4 月 29 日から閉鎖）

【今後の対応（案）】

緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことから、上記措置を令和 2 年 5 月 3 1 日まで継続

※ 措置の内容については、5 月 1 5 日に、府の緊急事態措置の内容を踏まえ、段階的解除を判断

※ 府が管理する公園の駐車場は、5 月 6 日で閉鎖を終了

※ 府有施設の利用をキャンセルした場合の利用料金の取扱い等については、第 8 回大阪府コロナウイルス対策本部会議で示した方針を継続（別紙 1）

【基本的な考え方】

- 大阪府からの、イベント・集会の自粛要請に協力いただいていることから、**府民（利用者）の負担はできる限り少なくなるよう対応する**
- **指定管理者や事業者の負担についても、府としてできる範囲で対応する**

【分類ごとの基本方針】**■府有施設の利用をキャンセルした場合の利用料金**

- ⇒府の自粛要請によりキャンセルされた案件については、利用料金は徴収せず、徴収済みの場合は利用者に還付する。
キャンセル料相当額については、府が負担。
指定管理者に委託している場合は、府が指定管理者に補填。

■府有施設の休館中の利用料金（入館料等）

- ⇒休館中に得られなかった利用料金（入館料等）相当額は府が負担。
指定管理者に委託している場合は、府が指定管理者に補填。

■府主催・共催イベントを中止した場合の費用

- ⇒中止時点までに要した準備費用を府が負担。（共催の場合は、共催者間で協議して判断。）

■イベントや整備事業の中止等の際の府補助金

- ⇒中止の場合：中止時点までに要した準備経費を対象に、府は補助率を上限として補助。
延期の場合：事業期間延長に伴う費用増を対象に、府は補助率を上限として補助。

■建設工事等の休止に伴う増加費用

- ⇒府が負担。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(第12回)状況分析・提言(案)

(令和2年5月1日)【抜粋】

- 4.(3)引き続き、「徹底した行動制限」が求められる地域における留意事項
- 感染状況が厳しい地域では、新規感染者数が一定水準に達するまで、引き続き、「徹底した行動制限」が求められる。
 - 他方で、対策の長期化に伴い、市民生活への多大なる悪影響や、「自粛疲れ」が懸念される。感染拡大を収束に向かわせていくためには、市民の持続可能な努力を求めていく必要があることから、特に社会的に必要性が高い活動であり、かつ様々な工夫により感染リスクを十分に下げられる事業などについては、制限を一部徐々に緩和していくことも検討していく必要がある。
 - その一例として、学校や公園等の取扱いについて検討していく必要がある。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月4日)【抜粋】

(3)まん延防止(5)学校等の取扱い

- 文部科学省は、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」、及び5月1日に発出した「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」等において示した臨時休業の実施に係る考え方について周知を行い、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく。
- 都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置について

(政府の「緊急事態宣言」延長期間(令和2年5月11日(月)から5月31日(日)まで)の対応)

「学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会」提言

(令和2年5月1日)【抜粋】

- 現在のように、学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。
- 社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障することとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である。

文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」(通知)(令和2年5月1日)【抜粋】

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく緊急事態宣言の対象区域とされるなどに伴い、学校の臨時休業を続けざるを得ない地域においても、ICTを最大限活用しながら、感染症対策を徹底した上で、分散登校(児童生徒を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法)を行う日を設けることにより、段階的に学校教育活動を再開し、全ての児童生徒が学校において教育を受けられるようにしていくことが重要である。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置について

(政府の「緊急事態宣言」延長期間(令和2年5月11日(月)から5月31日(日)まで)の対応)

府立学校

1 措置について

5月11日(月)から5月31日(日)までの間を臨時休業とする。

- ・臨時休業の期間や範囲等については、国の緊急事態宣言や府域の感染状況により変更する場合がある。

2 臨時休業期間中の対応

新型コロナウイルス感染症にともなう臨時休業が長期に及ぶことから、児童生徒等の心身の健康観察を行うとともに生活習慣や学習状況等を把握し、再開後の教育活動を円滑に実施するため、登校日を設定する。

- (1) 児童生徒等に対し週に1~2回の登校日を設定する。
 - ※ 府立高校は、5月11日からの第1週目は1回とし、段階的に回数を増やしていく。
 - ※ 支援学校は、週に1回の登校日から開始し、障がい種別の状況に応じて対応する。
 - ※ 登校しない場合でも、欠席扱いとはしない。
- (2) 登校時には児童生徒等の心身の健康状態を把握する。
- (3) 学校行事や通常の授業、部活動は行わず、毎週の学習課題の提示や学習状況の確認を行う。
また、感染拡大防止のための措置を講じたうえで、健康診断、オリエンテーション等を実施することができる。
- (4) 新入生については、学校生活に慣れるという観点で内容等を工夫する。また、最終学年の児童生徒については、進路に係る不安に配慮した、丁寧な対応に努める。
- (5) 1教室あたりの人数は10人~15人程度とし、分散登校により行う。また、活動終了後は速やかに下校させる。
分散登校の例：
・1年：月曜日 午前：奇数クラス 午後：偶数クラス
・支援学校では、学部や学年毎に曜日を交える 等
- (6) 公共交通機関を利用する児童生徒等が、混雑時を避けることができるよう、登下校時間を設定する。支援学校の通学バスは運行する。
- (7) 学校での滞在時間は2時間程度とする(個別対応が必要な場合は、1時間以内で延長)。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置について

(政府の「緊急事態宣言」延長期間(令和2年5月11日(月)から5月31日(日)まで)の対応)

市町村立学校

1 措置について

5月11日(月)から5月31日(日)までの間を臨時休業とする。

- ・臨時休業の期間や範囲等については、国の緊急事態宣言や府域の感染状況により変更する場合がある。

2 臨時休業期間中の対応

① 登校日について

- (1) 児童生徒等に対し、登校日を設定する。 ※5月11日の第1週目は1回とし、段階的に週2回程度に増やしていく。
- (2) 分散登校とするため、学年や学級ごとに登校する曜日等を決める。登校しない場合でも欠席扱いとはしない。
- (3) 1学級を2～3教室に分割するなど、1教室あたりに参集する人数は10～15人程度とする。
- (4) 学校での滞在時間は2時間程度とする(個別対応が必要な場合は、1時間以内で延長)。
- (5) 登校時には児童生徒等の心身の健康状態を把握し、必要な対応を行う。
- (6) 新入生が学校生活に慣れること、また、卒業学年児童生徒が進路等に不安がないよう配慮する。
- (7) 学校行事、通常の授業や部活動は行わず、学習課題の提示や確認、軽い運動やリクリエーション等を行う。一度に多くの児童生徒が集中して登校しないよう、学年の人数等により登校日を設定。受け入れ準備と登校日における子どもの対応を教職員で共通理解を図り、子どもの安心・安全を守るための組織的な対応を要請。

例) «小学校»

月木：1・4・6年

火金：2・3・5年

«中学校»

月木：奇数クラス

火金：偶数クラス

- ・不足教員は担任児童生徒が登校していない学年・学級の教員が補う。
- ・登下校時は地域の見守りを要請する等、安全を確保する。

② 子どもの居場所の確保

- ・登校時間以外(登校日以外も含む)は、3年生以下の子どもの居場所の確保を要請。

③ その他

- ・感染拡大防止のための措置を講じたうえで、運動場の開放、学校図書館での貸し出し機能の活用等、子どもの活動の場の工夫を要請。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置について

(政府の「緊急事態宣言」延長期間(令和2年5月11日(月)から5月31日(日)まで)の対応)

3 登校日における注意事項(府立学校、市町村立小中学校共通)

- ・ 原則、自宅を出る時点から帰宅するまでマスクをつける
- ・ こまめな手洗いを徹底する
- ・ 教壇から児童生徒までの距離を開ける
- ・ 一教室当たりの人数(10~15名程度)、席配置の工夫、机や椅子等児童生徒が共通に触れる物の清拭等に留意する
- ・ 音楽など飛沫が飛ぶ可能性の高い内容や、体育における人と人が接触するような活動等を行わない
- ・ 発症が疑われる場合の対応をあらかじめ定めておく(急な発熱の場合、個室を用意するなど)
- ・ 児童生徒の家族に濃厚接触者がいる場合の登校等については、個別に対応する

4 登校日中止に関する取扱い基準(府立学校、市町村立小中学校共通)

- ・ 教職員や児童生徒に陽性者が発現、かつ学校内に当該陽性者に係る濃厚接触者が存在する場合
➡ 当該校のみ登校日を中止とする

府立学校、市町村立学校における、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置（登校日の設定）についてのご意見

委員	意見
掛屋副座長	<p>児童生徒の心身の健康観察と教育活動再開に向けて、週1～2回の臨時の登校日を設け、今後段階的に回数を増やしていくことに賛成である。対応案に提示されるように人数を制限した分散登校や時間制限等の対策がポイントと考える。現在、大阪府下の新型コロナウイルス感染症患者は低下傾向にあるため、学校における臨時休業からの再開が試みられるべき時期と考えるが、大阪府は地方に比較すれば人口も多く、再流行のリスクが極めて高い都市である。再度大阪府下の患者が増加に転じるときがあれば、速やかに休業措置を実施できるように基準等を決めておくことが必要と考える。</p>
砂川オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時の登校日を設け、安全性などを検証しながら、今後段階的に登校日や学校滞在時間を増やしていくことには賛成である。 その前提として、国内・府内の流行状況を十分に把握し評価すること、また、小児における本ウイルス感染の知見（小児における感染・発症の頻度、特に無症状が多いのか等々）を常に収集・アップデートしていくことが必要である。 ○ 小学校再開は対面教育の必要性が他に比べて著しく高いと考えられることから、優先順位が高いと考える（最初の再開対象でも良いぐらい）。 また、オンライン授業可能な年齢の学校（中学校・高校等）についてはその準備を強化し、対面授業の再開を急がないことが長期的に重要と考える。 ○ 諸外国のなかには、新型コロナウイルス感染症発生状況を踏まえ、登校するか否かは保護者の判断に委ねている国もある。 ○ 児童・生徒の登校に際してはマスク着用を確実に行ってもらう。また、学校においては手洗いなどの衛生教育を徹底する。 ○ 近年の国内における経済格差の増大・外国人労働者増加の状況を受けた対応が必要である。感染予防は広く行われ効果がある点からも、マスクやタブレット等について、準備困難な家庭に対して行政が配布を行うなどの対応が望まれる。 ○ 学校生活においても、クラスの人数制限、席配置の工夫、着席前の手洗い、机や椅子の清拭等の感染防止対策を講じることが求められる。 ○ 家人が、1）新型コロナウイルスに感染したことが判明した時、2）感染が判明しているわけでは無いものの有症状時（発熱等）に無症状の児童・生徒の登校をどう考えるかについては、整理しておくことが望ましい。 ○ 学校再開については、取組みの効果や安全性検証ができるのは14日程度後であることを踏まえることが必要かもしれない（5月の学校休業の効果を見れるのは6月中旬頃となる）。この点からも先に小学校を再開し、2週間後に中学・高校を再開するなどの方策もあるかもしれない。

府独自の基準に基づく自粛要請・ 解除の基本的な考え方（案）

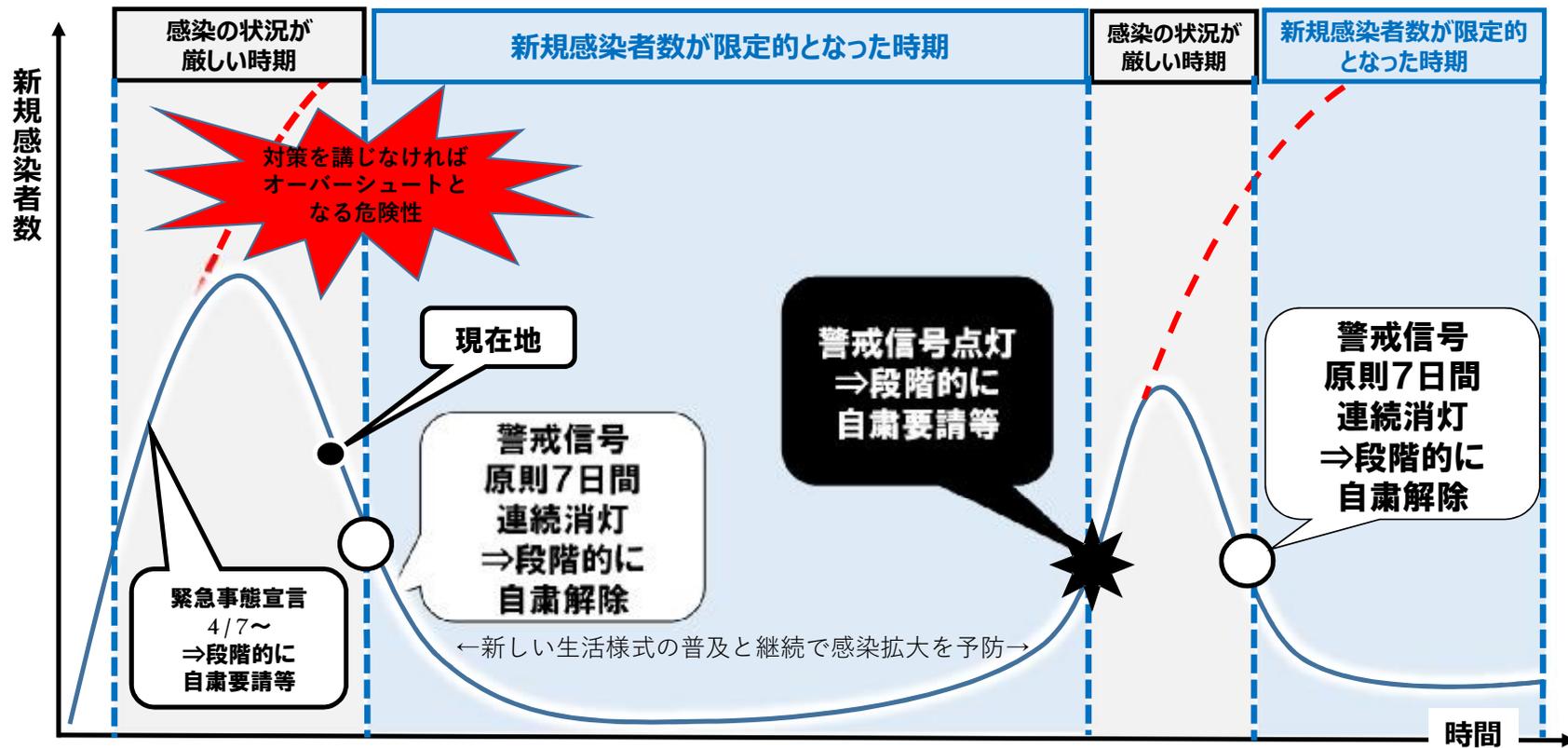
【大阪モデル】

5月5日 健康医療部

I 府独自の基準に基づく自粛要請・解除及び対策の基本的な考え方（案）【大阪モデル】

【大阪モデル】

- ① 客観的なモニタリング指標の設定
- ② 指標の見える化により府民の行動変容を促す
- ③ 基準に基づく自粛要請・解除な段の対策を段階的に実施
- ④ 陽性者数等を踏まえた必要な感染拡大防止策の実施（クラスター対策、検査体制や医療提供体制の充実等）



— : 今後の感染者数の推移 (イメージ) - - - : 対策を講じなかった場合の感染者数の推移 (イメージ)

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月1日)より抜粋・一部改変

II 新型コロナウイルス感染症におけるモニタリング指標と警戒基準の考え方（案）

- 感染拡大状況を判断するため、府独自に指標を設定し、日々モニタリング・見える化。
 - また、各指標について、「感染爆発の兆候」と「感染の収束状況」を判断するための警戒基準を設定。今月中旬に国で検討される判断基準を踏まえて最終決定。
- ⇒ 以下の①～③の警戒信号全てが点灯した場合、府民への自粛要請等の対策を段階的に実施。
以下の①～④の警戒信号全てが原則7日間連続消灯すれば、自粛等を段階的に解除。

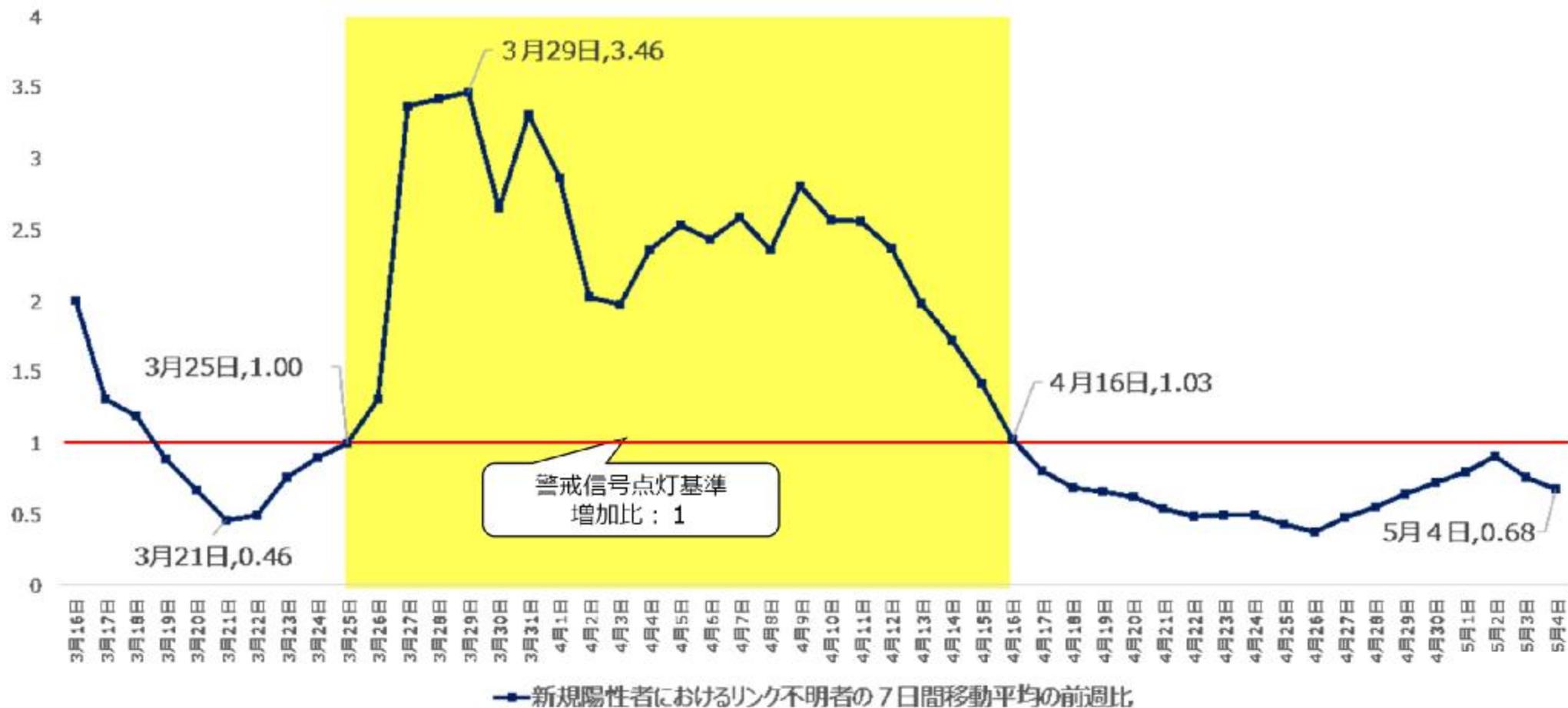
<モニタリング指標と警戒基準の考え方>

モニタリング指標（見える化）		警戒信号 点灯基準	警戒信号 消灯基準
分析事項	内容 ※病床使用率以外の指標は7日間移動平均		
(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路（リンク）不明者前週増加比	1以上	—
	②新規陽性者におけるリンク不明者数	5～10人以上	10人未満
(2) 新規陽性患者の発生状況 検査体制のひっ迫状況	③確定診断検査における陽性率	7%以上	7%未満
(3) 病床のひっ迫状況	④患者受入重症病床使用率	—	60%未満

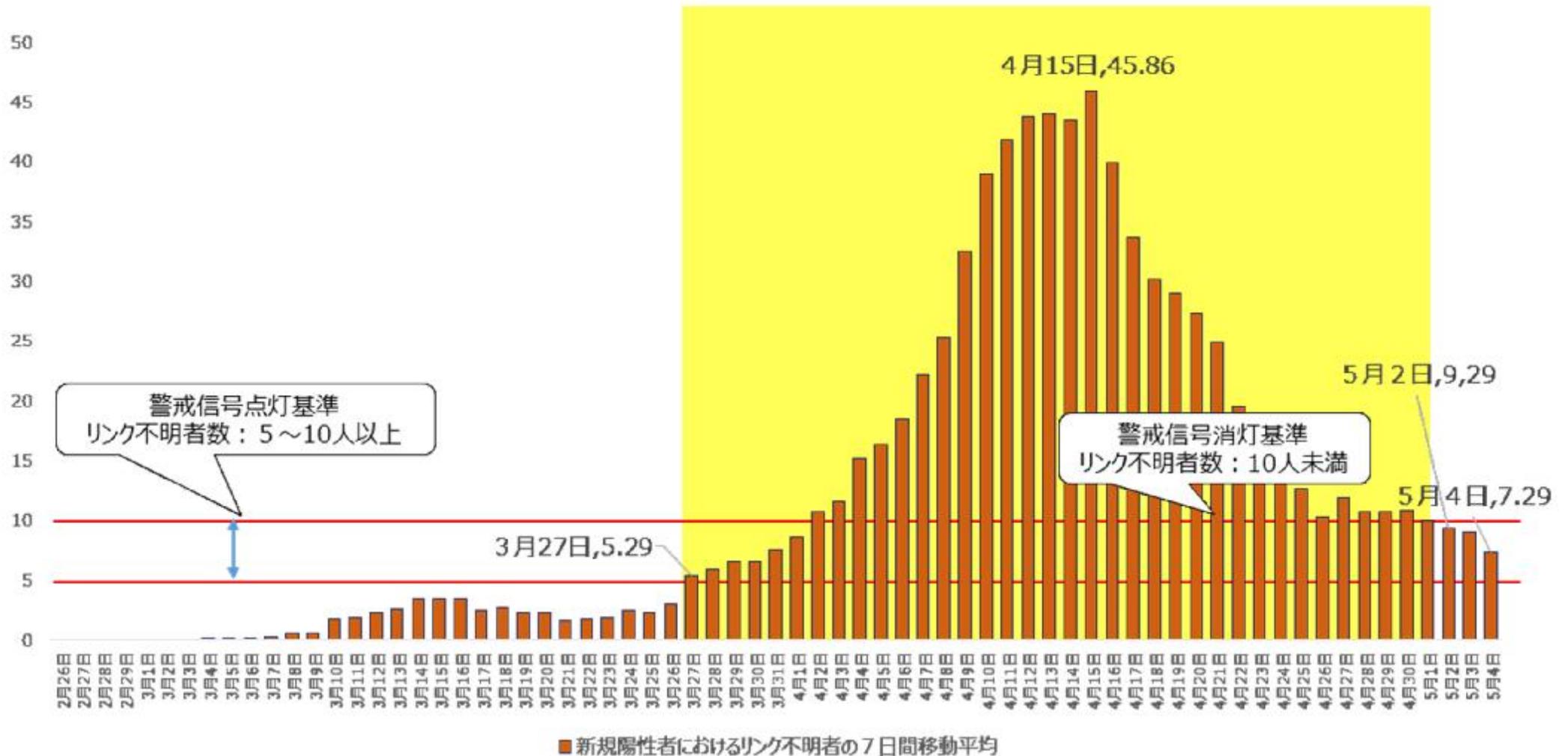
※1 警戒基準等は、3月末の感染爆発の兆候が見られた際の実績値等に基づき設定。

※2 今後、患者発生状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討。

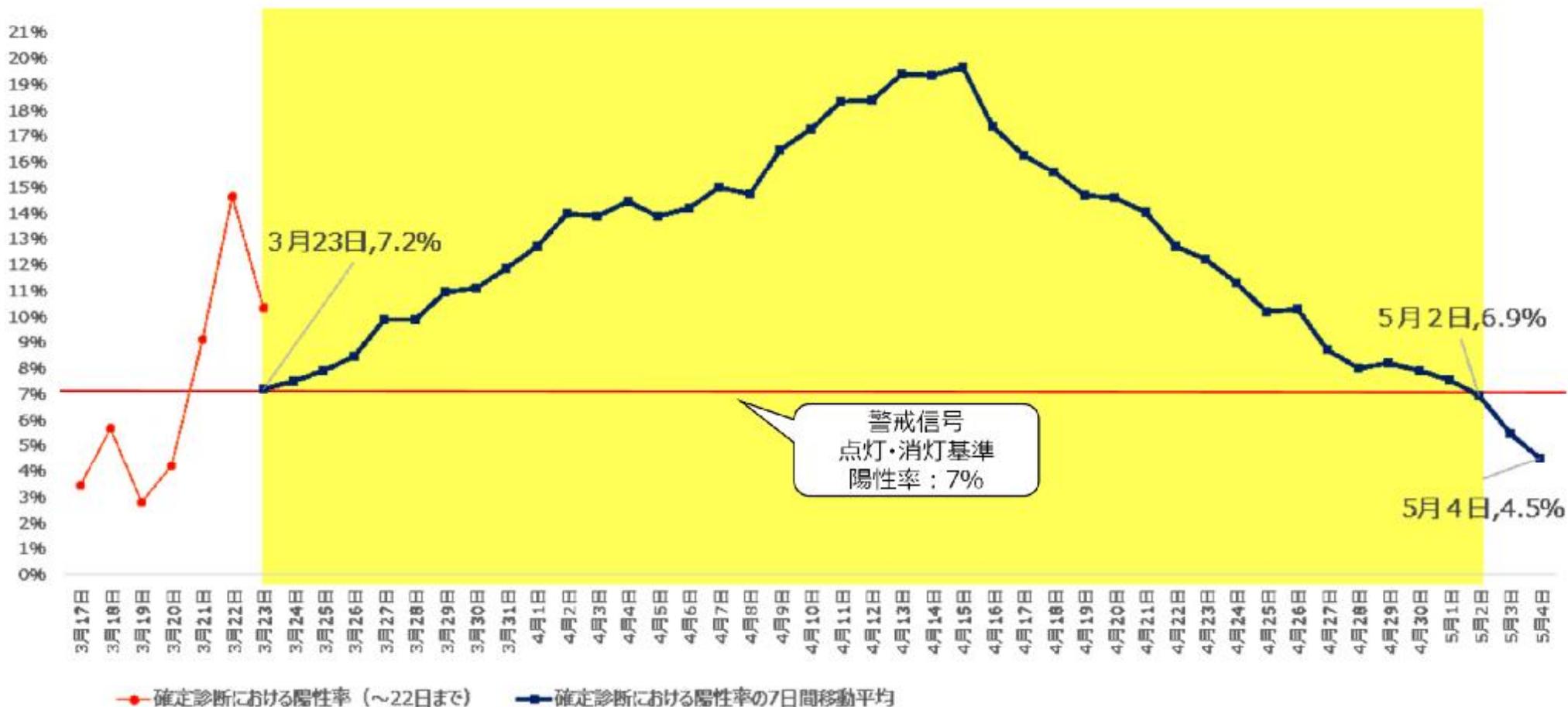
(1) 市中での感染拡大状況 (①新規陽性者におけるリンク不明者前週増加比)



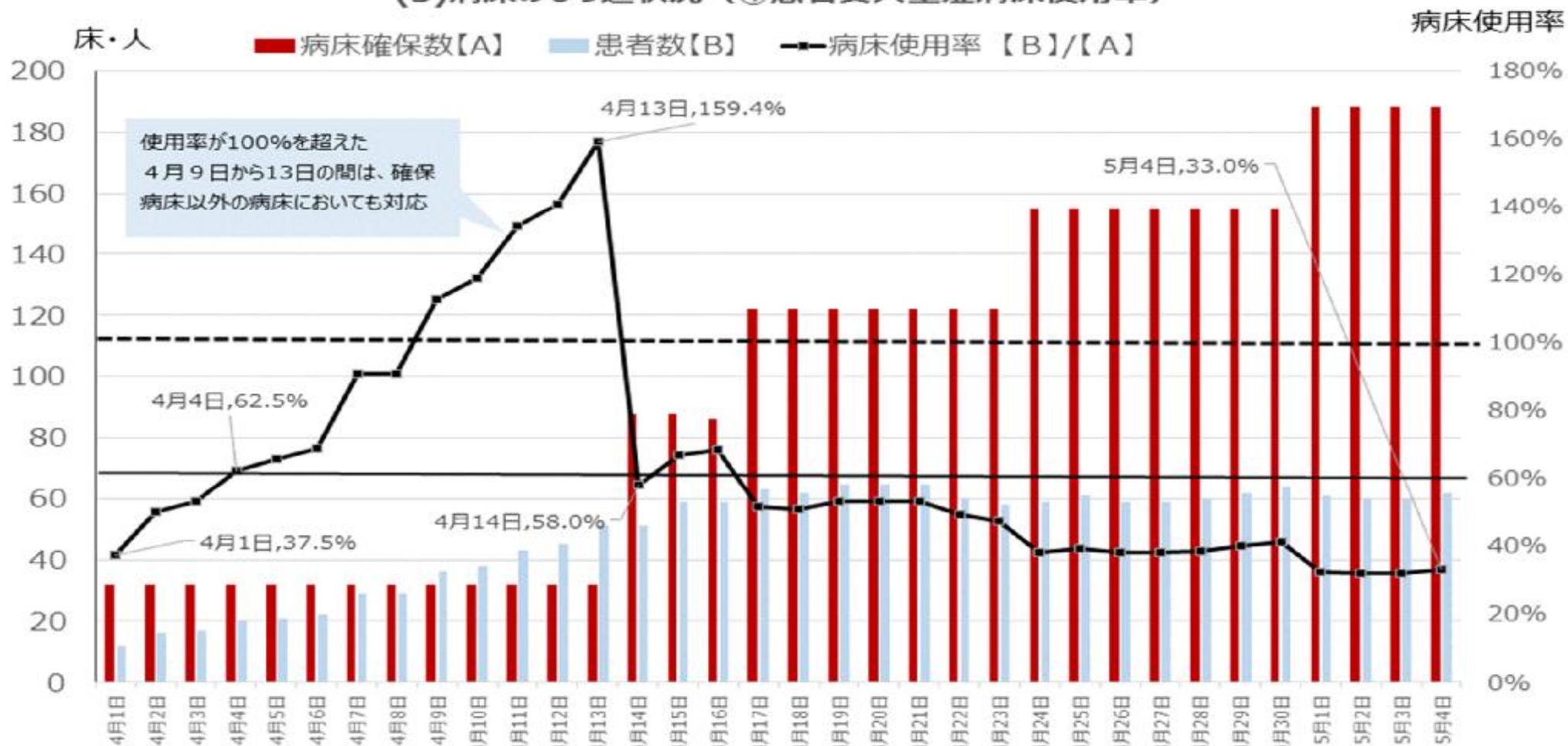
(1) 市中での感染拡大状況 (②新規陽性者におけるリンク不明者数)



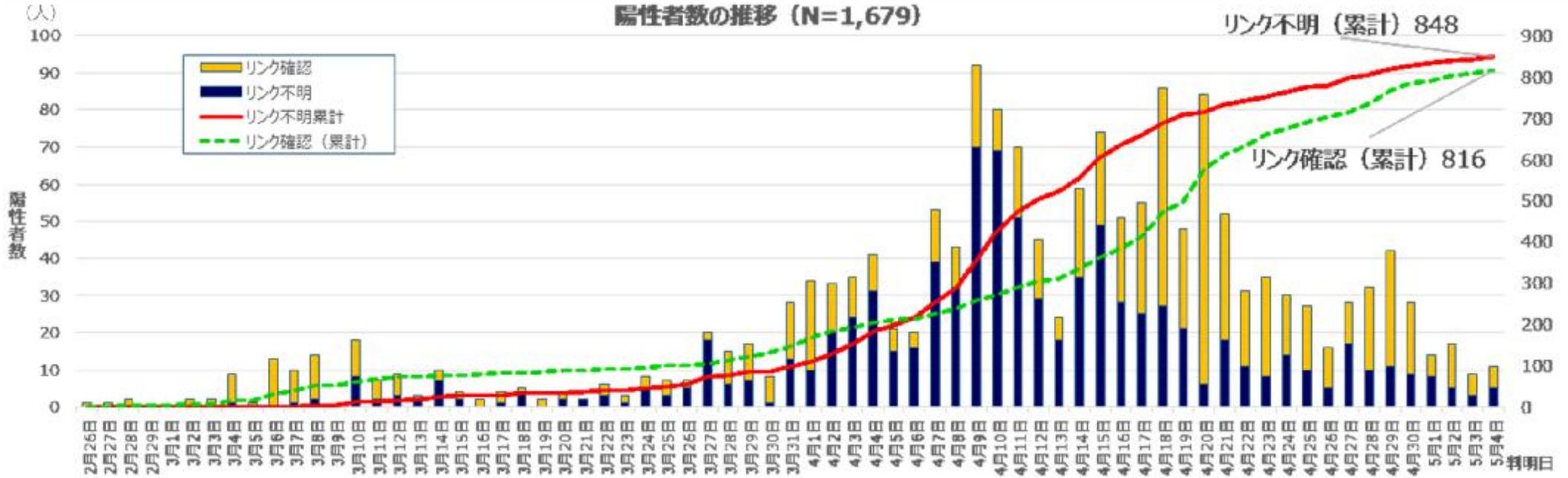
(2) 新規陽性患者の発生状況・検査体制の逼迫状況 (③確定診断検査における陽性率)



(3)病床のひっ迫状況 (④患者受入重症病床使用率)



新型コロナウイルス感染症 警戒基準への過去の評価 ※判明日別

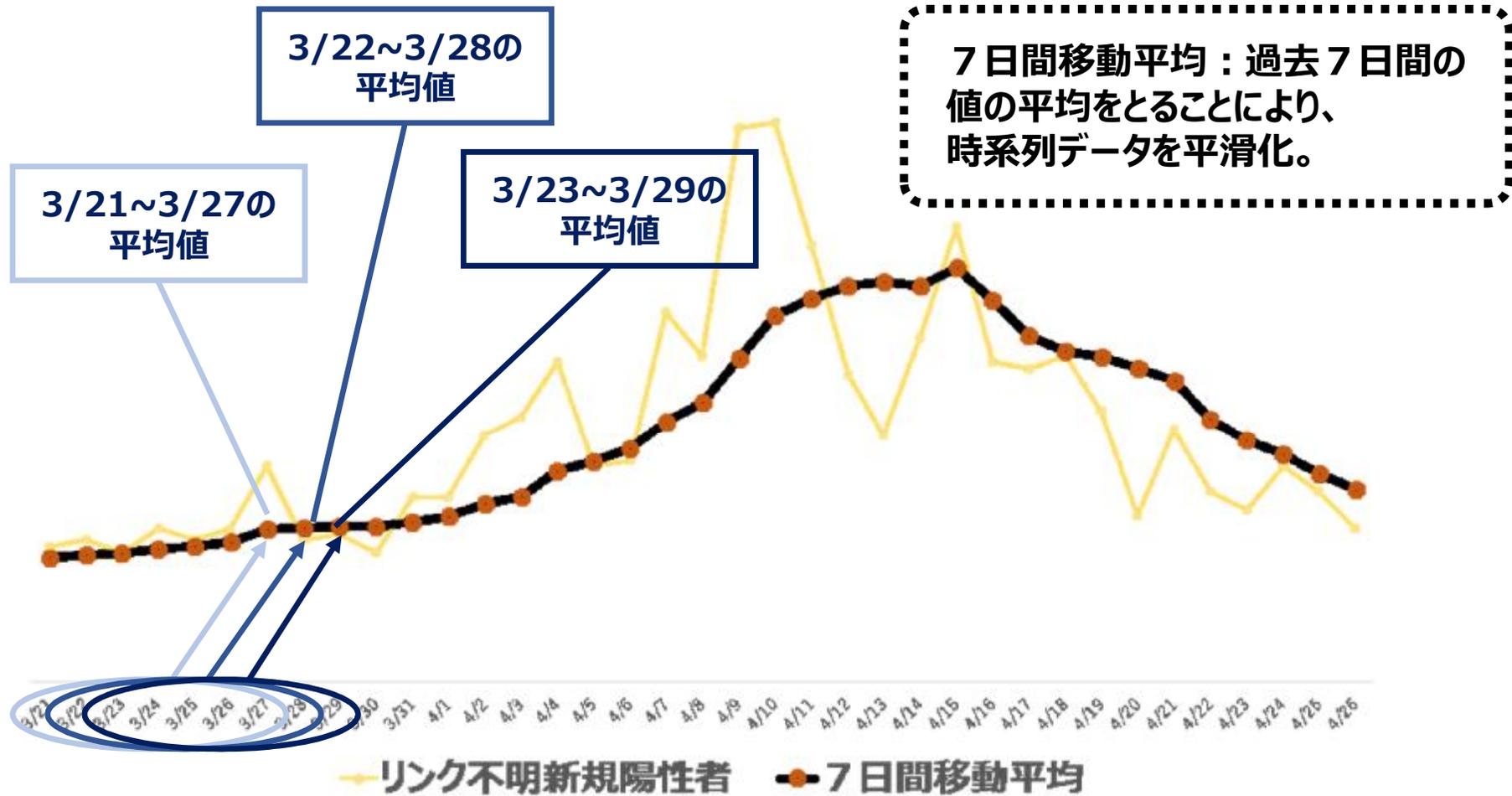


【モニタリング指標ごとの警戒信号点灯・消灯の状況】 ①新規陽性者におけるリンク不明者前週増加比 ②新規陽性者におけるリンク不明者数 ③確定診断検査における陽性率 ④患者受入重症病床使用率

指標④	3/23	24	25	26	27	28	29	30	31	4/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	5/1	2	3	4			
①	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
②	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○
③	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○
④										○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

● : 点灯 ○ : 消灯

(参考) 7日間移動平均とは



府独自の基準に基づく自粛要請・解除及び対策の基本的な考え方（案）【大阪モデル】についての専門家のご意見

委員	意見
朝野座長	<p>モニタリング指標①と②が絶対数なのに対し、③と④は相対的な数値であることに最初は戸惑いますが、実はこの点が重要で、③は PCR の件数を増やす目安、④は増床を強く働きかける目安、というようにこれらの指標が基準を超えた場合には、③と④は基準以下になるように働きかけができる、しなければならない改善指標となります。</p> <p>①と②はアクション開始の指標としてとらえることができます。①は府民に対する自粛の要請、②はクラスター対策の人員増の対応など、アクションを始める指標で、それぞれの指標に対して、発症数を減少させるためのアクションが必要になります。</p> <p>そのような意味で、これらの指標は固定されたものではなく、数値を下げるために対応のスタートや体制の整備の指標となると考えれば、よく練られた指標となっています。</p> <p>重症病床 70%は現場ではかなり厳しい状況です。もう一人重症者が来ると、逼迫します。その前に病床をとにかく増やすことに注力することになりますので、60%くらいを目安にした方がよいと思います。</p> <p>警戒信号点灯・消灯の基準は、「感染爆発の兆候」と「感染の収束状況」を判断するため指標としてばかりではなく、各項目の基準を超えた場合に、個々に必要な感染対策を実施する指標とする。</p> <p>①は、市中における感染拡大を早期に探知する基準であり、早期に府民に対し外出の自粛、人との接触等感染対策の協力をお願いする指標とする。</p> <p>②は、感染経路を特定し、濃厚接触者を囲い込むためのクラスター対策が有効に働くための基準であり、クラスター対策の人員の充足をはかる指標とする。</p> <p>③は、検査件数の必要性を示す基準であり、7.5%を超えた場合には、PCR 検査数を増加させるために、新たな PCR 検査センターの増設や、検査のための人員の増加を行う指標とする。</p> <p>④は、医療のひっ迫を示す基準であり、基準を超えた場合には、重症患者用のベッドの増床を各医療機関に依頼し、府はその支援を行う指標とする。</p> <p>これらの指標の基準は、感染流行の状況と医療の状況によって、適宜変更して行く予定である。</p>

委員	意見
掛屋副座長	<p>新型コロナウイルス感染症モニタリング指標として、①新規陽性者におけるリンク不明者の前週同曜日増加比、②新規陽性者におけるリンク不明者数、③確定診断検査における陽性率の指標すべてを満たすことを警戒信号の点灯・消灯の基準とする案は、客観的な指標として有用と考える。</p> <p>また、④重症病床使用率に関しては、現在重症患者数は限られており、府下全体の重症病床数は少し余裕がある状態です。流行状況に応じて、現実的な必要病床数を見直すことも救急医療の医療崩壊を防ぐ手段と考える。</p>
砂川オブザーバー	<p>要警戒（入口）と警戒解除（出口）の両方が分かるような指標の設定の仕方が望ましい。</p> <p>指標の中心となるデータとしては、これまでも用いられてきている「リンク不明」に関する情報（リンク不明者数、リンク不明者の割合など）、「陽性」に関する情報（陽性者数、陽性者数の割合）を用いることが基本になるのではないかと考える。ただ、このような指標の元になるデータについては世界でも提案や開発が進んでいることから、新しい指標データの適時の導入についても柔軟に含めていくことは有用である。</p> <p>上記の指標について、「リンク不明」を指標とすることの重要性の一つについては、「リンク不明」か否かは自ずと分かるものではなく、保健所が努力をして判明する情報であること、結果としてクラスターの検出と囲い込み⇒封じ込めにつながることから、単なる指標というより、介入の上での指標・目標にもなり得る点で極めて重要である。</p> <p>他に病床のひっ迫状況を示す指標も必要であると思うが、これには重症者の入院調整が進んだ割合などを示せば良いかと思うが、動的な指標では算出が困難であるかもしれず、重症病床の占有率などを示すことでも十分かもしれない。</p> <p>要警戒・警戒解除の指標となる数値については、その理由について説明出来るようにしておく方が良い。統計的な分析の結果でなくとも、こういう考えで区切ったということについて、説明内容がある方が良い。追ってその指標の数値について評価をし、適宜改訂していけば良い。</p>

諸外国における「行動制限」解除基準

資料3-3
参考資料

アメリカ	<p>*州・地域が満たすべき基準</p> <p>[症状] 直近14日間で、 ▼「インフルエンザに似た症状の報告数」、かつ「新型コロナウイルス感染症に類似する症状の患者数」の両方のトラジェクトリーが共に減少傾向にあること</p> <p>[症例] 直近14日間で、 ▼「確認された症例」、または「検査総数に対する陽性の検査件数」、どちらかのトラジェクトリーが減少傾向にあること</p> <p>[医療] ▼「危機対応なしで全ての患者が手当てされ」、かつ「感染リスクのある医療従事者のための抗体検査を含む検査環境が整っていること」</p>
米・ニューヨーク州	▼実効再生産数「1.1」未満 ▼病院の収容能力「70%」未満 ▼感染者数が「2週間以上」連続減少
EU	▼実効再生産数「1」未満 ▼ICU(集中治療室)の確保など ▼PCR検査体制の拡大など
ドイツ	▼実効再生産数「1」未満
イタリア	▼新規感染者数・現在の感染者数・ICU使用率の減少 ▼実効再生産数「1」未満
フランス	▼感染者1日「3000人」以内で安定 ▼入院患者数と集中治療室の患者の減少
イギリス	▼国民保健サービス(NHS)が事態に対応できること ▼日別の死者数が「継続かつ一貫して」減り続けること ▼検査と個人用防護具(PPE)の供給量が今後の需要に確実に応えられること ▼どの緩和措置も2度目の感染ピークの原因とならないこと
シンガポール	▼感染拡大の顕著な減少 *平均新規感染者数は半分以下に減少中(先々週25人、先週12人)
韓国	▼新規感染者数の減少

出典:海外報道資料、各種報道等を基に大阪府企画室にて加工